

三木市条例第19号

三木市日本酒による乾杯を推進する条例

三木市は、酒米の王者「山田錦」の産地であり、その生産量、品質ともに日本一を誇るまちです。

日本酒による乾杯の習慣を広めることは、日本酒の消費を拡大するとともに、「山田錦」生産者の意欲を高めることにつながり、三木市を元気にします。

よって、ここに三木市日本酒による乾杯を推進する条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、日本酒による乾杯の習慣を広めることにより、「山田錦」の生産者の意識高揚と日本酒の消費拡大に寄与することを目的とします。

(市の役割)

第2条 市は、日本酒による乾杯の普及の促進に必要な措置を講ずるよう努めます。

(生産者等の役割)

第3条 「山田錦」の生産者及び酒造事業者（以下「生産者等」という。）は、日本酒による乾杯の普及の促進に主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めます。

(市民の協力)

第4条 市民は、市及び生産者等が行う日本酒による乾杯の普及の促進に関する取組に協力するよう努めます。

(強調月間)

第5条 日本酒による乾杯の普及の促進を図るため、「日本酒による乾杯の推進強調月間」を設けます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。